

転居に伴う経験こそ国政に届けられるべきである

住所は生活の本拠です。その住所を移し、転居することは、その人にとって大きな転機であり、人生の一部をなす出来事です。

例えば、進学や就職、パートナーとの同居、出産に伴う里帰り、より良い子育て環境を求めての転居、親の介護に伴う引越しなどです。雇用が不安定な人、DVから逃れる人、生活費を抑えようとする人、新たな体験を求めて移住する人もいるかもしれません。転居に伴うあらゆる経験は、価値観の多様性を生み出し、社会のルールを考える基盤となるものです。そして、それは選挙を通じて政治に反映させるべきものです。

しかし、現在の選挙制度は、選挙前に短期間で引越しを繰り返すと、選挙権の行使が認められない制度になっています。

この裁判は、転居者が引越しを理由に選挙権を奪われず、その声が国政に届けられる社会を求めるものです。

問題の所在（選挙人名簿制度の概要）

まず、問題の所在を簡単に述べたいと思います。

公職選挙法は、日本国民で満18歳以上の者は、国政選挙の選挙権を有すると定めています(同法9条1項)。受刑者等の例外を除けば、満18歳以上で日本国籍を有するすべての人が、国政選挙の選挙権を持っています。しかし、選挙人名簿に登録されていない者は、投票することができないとも定めています(同法42条1項)。そのため、名簿に登録されなければ、選挙権があるにもかかわらず投票できないという事態が生じます。本件で問題となるのは、この選挙人名簿の登録要件です。

公職選挙法上、選挙人名簿に登録されるためには、特定の市区町村に3か月以上住民登録されている(た)ことが必要です(同法21条1項及び2項、266条1項)。また、一度名簿に登録されても、その市区町村を出てから4か月経

つと名簿から抹消されます(同法 28 条 2 号)。そのため、選挙前に短期間で引越しを繰り返すと、どの市区町村の選挙人名簿にも登録されない事態が生じます。

井上さんは、昨年司法試験に合格し、今年 3 月から司法修習生になりました。導入修習は埼玉県和光市にある司法研修所で行われ、その後の実務修習地は京都に決まりました。それに伴い、港区から豊島区、豊島区から京都市へと引越しました。そのような中、7 月に参議院議員選挙が行われます。井上さんも選挙に参加し、一票を投じるつもりでした。しかし、選挙前の名簿登録の時点で、港区を出てから 4 か月以上が経っていたため、港区の選挙人名簿は抹消されていました。また、豊島区は 2 か月 27 日、京都市は 2 か月 11 日しか住民登録期間がなかったため、いずれの名簿にも選挙人として登録されませんでした。

選挙が行われた 7 月 20 日、井上さんは、選挙権を行使する主体として認められませんでした。

国会で 9 年前に指摘されていた問題であること

選挙前に短期間で引越しを繰り返した人が選挙から排除されるという問題は、これまでも議論されてきたことです。

2016 年 1 月、56 回目の公職選挙法改正が行われました(平成 28 年法律第 8 号)。改正の目的は、まさに本件で問題となっている、「国政選挙の選挙権を有しているにもかかわらず選挙人名簿に登録されないために国政選挙の投票ができない者が投票できるようにする」ことにありました。

この改正に関する国会での議論の中で、次のような指摘がなされています。

「[本改正後も]転居を繰り返すと、…新住所で三カ月以上の居住要件が満たされるまで投票できない事態が残ります。」

「そもそも、選挙人名簿の住所三か月要件は、特定の候補者を当選させるための意図的な転居を排除するために設けられた経緯がございます。…国政選挙、例えば、特に参議院の全国比例区選挙に当たってはこの規制は必要不可欠とは言えない」

参議院議員の比例代表選挙は、全国が一つの選挙区です。そのため、国内でいくら転居しても投票できる候補者や政党名が変わるわけではありません。また、参議院議員の選挙区選挙は、都道府県単位の選挙区です。同じ都道府県内での転居であれば、やはり投票できる候補者は変わりません。「選挙の公正」という観点からは、同じ「選挙区」内でいつ、何度転居しようと、選挙権の行使を制限する理由は全くありません。そのことが、すでに約 9 年前の時点で指摘されていました。

技術的にも十分立法可能であったこと（住基ネットシステム）

立法に当たって、事務的、技術的な問題があったかと言えば、そうでもありません。

井上さんの最初の引っ越し先は、港区から豊島区です。そのため、同じ東京都内の住民登録期間を通算して名簿登録する制度になっていれば、井上さんは選挙権を行使することができました。そのために必要なのは、選挙管理委員会が井上さんの転居状況を確認し、4 月に東京都を出るまでの期間を通算して、選挙人名簿の登録・抹消を判断することだけです。

これと類似のことが、すでに都道府県議会の選挙に関して行われてきました。すなわち、都道府県議会の議員及び長の選挙については、転居先が同じ都道府県内であれば何度転居しても選挙権を失わないものとされています（同法 9 条 3 項）。転居者も、引き続き同じ都道府県内に住んでいる証明書をもたらるほ

か、住基ネットシステムを利用した住所の確認を受けられる制度になっていません(公職選挙法施行令 34 条の 2、34 条の 3)。

選挙管理委員会は、住基ネットを使えば、選挙人名簿に登録されていた人の転居先を簡単に確認できます。そして、現に都道府県議会の選挙に関してはこれを行ってきました。それにもかかわらず、住基ネットを選挙人名簿登録に活用する法改正をしなかったため、井上さんは今回の選挙から排除されました。国会議員は、立法について尽くすべき職務上の義務を怠ったと言わざるを得ません。

地方選挙に国政選挙を合わせることの不合理さ

そもそも選挙人名簿の登録要件として、3 か月の住所要件が課されたのは、地方選挙の選挙権の要件に合わせたためです。国政選挙では 18 歳以上の日本国民であれば選挙権がありますが、地方選挙では市区町村に 3 か月以上の住所がなければ選挙権が認められていません。地方選挙は自治体の長や議員を選ぶという地縁的要素が強いためです。そして、法律上、選挙人名簿は各選挙を通じて一つしか作らないとされているため(同法 19 条 1 項)、選挙人名簿の登録要件が、地方選挙の要件に合わせられたのです。

しかし、国会図書館に入るのに、旭川市の図書館の利用者証が必要だと言われたら、おかしいと思うはずです。国会図書館は全国民のための場所であり、特定の市の条件で利用を制限する理由はありません。

国の選挙も同じです。国政選挙は、全国民が参加する政治決定の場です。国政選挙の選挙権が、地方選挙の条件によって制限される理由はありません。

選挙人名簿を一つに揃えるというのも、選挙事務を効率よく行うためにすぎません。その利便性を理由に、全国民に保障されるべき投票の権利を狭めるのは、本末転倒です。技術が進み、選挙人名簿も電子化されました。かつて紙の名簿を使っていた時代と同じ理由で、いまもなお権利を制限し続けるのは不合

理です。

なぜ選挙権が保障されなければならないのか？

国会は、国権の最高機関であり、国の唯一の立法機関です(憲法 41 条)。選挙権は、この国会による権力行使を監視するという重要な意義があります。選挙権を行使できないことは、国会議員に声を伝える手段を奪われ、自分の意見を無視した政治に従わなければならないことを意味します。

それと同時に、選挙人名簿に登録されず、選挙権を行使する主体として認められないことは、自分が生きる社会から排除され、意見や主張を無視しても構わない存在として扱われることでもあります。その意味で、この裁判は、転居者の尊厳を取り戻すための訴訟でもあります。

2024 年の1年間に、東京都内で市区町村をまたいで転居した人の数は、39 万人に及びます。今回問題となる参議院選挙前 4 か月に限って見ても、およそ 13 万人です。この中で、引越しを繰り返したことによって選挙権を奪われた人の数は少なくないはずです。参議院議員の任期は 6 年であり、その間に作られる法律は数百に及びます。現在の選挙制度によって失われた転居者の声はあまりに大きなものです。

選挙前に短期間で引越しを繰り返したというだけで、その人を政治決定の場から排除してよいはずがありません。引越しを理由に選挙権を奪われない権利を擁護し、現在の法律が憲法に反することを宣言できるのは、裁判所だけです(憲法 99 条、81 条)。この裁判が、転居者の声に向き合い、尊重する社会を実現するための一歩になることを願い、代理人の訴状陳述と致します。

以上